

造 林 事 業 請 負 契 約 書 (案)

- 1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定金額、事業場所及び完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請 負 予定数量	請負予定金額	事業 場所	完了 検査 場所
7 年度石狩 署【赤井川・ 明治地区】保 全整備(保育 間伐等・地 拵・植付)第 4 号	地拵(大型機 械)、	0.90ha		請負金額 円也 (うち取引に係る消費税及 び地方消費税額 円也)	事業内訳書 のとおり	現地
	植付(コンテ ナ苗)	0.90ha	1,350 本			
	保育間伐、誘 導伐、伐採搬 出及び数量 調査(検知業 務)	90.89ha	3,800 m ³			

(注) [() の部分は、請負者が課税対象業者である場合に使用する。]

- 2 事業期間

自 契約締結日の翌日
至 令和 8 年 2 月 27 日

- 3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第 4 条第 1 項第 1 号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第 4 条第 1 項第 2 号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第 4 条第 1 項第 3 号
×	公共工事履行保証証券による保証		第 4 条第 1 項第 4 号
×	履行保証保険契約の締結		第 4 条第 1 項第 5 号
×	支給材料及び貸与品		第 15 条
×	前金払	分の 以内	第 35 条第 1 項
×	中間前金払		第 35 条第 3 項
○	部分払	月 1 回以内	第 38 条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第 40 条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

- 4 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日

5 特約事項

- ① 上記の事業に関する保安林内作業行為協議の知事同意の範囲内で作業を行うものとする。なお、やむを得ず知事同意の範囲を超えるおそれがある場合は、請負者は事前に発注者にその旨を届出し、理由を付して保安林内作業行為の追加・変更協議を行うことを求めるものとする。
- ② 請負者は、「国有林野事業造林事業請負契約約款」及び「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」に定める事業計画書を作成するに当たり、技術提案書に記載された内容を反映するものとする。
- ③ 発注者が採用した技術提案については、その後の事業において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、発注者は無償で利用できることとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。
- ④ 発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において事業実施方法等を指定しない部分の事業に関する請負者の責任が軽減されるものではないこととする。
- ⑤ 請負者の責により事業計画書の記載内容が満足出来ないと発注者が判断した場合は、発注者は、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について(平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林国業第 244 号林野庁長官通知)」に定める事業成績評定について、単年度の場合にあっては履行できなかった項目ごとに 3 点ずつ減ずること、複数年度にわたる事業の場合にあっては当該不履行があった年度において履行できなかった項目ごとに 3 点ずつ減ずることができることとする。
- ⑥ 請負者が事業計画書のうち技術提案に係わる内容を履行できなかったと発注者が認めた場合で再度事業実施が困難あるいは合理的でない場合は、発注者は契約金額の減額、損害賠償請求等を行うことができることとする。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している「国有林野事業造林事業請負契約約款」及び「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」（本事業の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 札幌市中央区宮の森 3 条 7 丁目 70 番
分任支出負担行為担当官代理
石狩森林管理署 次長 佐藤 祐吉 印

請負者 住所
氏名 印

別紙

設計図書について

入札公告及び北海道森林管理局ホームページに掲載している設計図書（造林事業請負標準仕様書、北海道森林管理局造林事業請負仕様書、製品生産事業請負標準仕様書、北海道森林管理局製品生産事業請負仕様書、図面）については、本事業の公告日現在に交付したものと
する。

事業内訳書

事業地	林小班	作業種	樹種	面積 (ha)	数量 (㎡)	作業仕様	作業期間年月日		備考	連番
							自	至		
赤井川	3068 ほ	保育間伐	トドマツ	4.77	280		契約締結日の翌日	R8.2.27		
赤井川	3068 め	保育間伐	トドマツ	3.00	170		契約締結日の翌日	R8.2.27		
赤井川	3068 る	保育間伐	トドマツ	2.00	110		契約締結日の翌日	R8.2.27		
赤井川	3069 る	保育間伐	トドマツ	3.97	210		契約締結日の翌日	R8.2.27		
赤井川	3069 ね	保育間伐	トドマツ	2.75	150		契約締結日の翌日	R8.2.27		
赤井川	3070 ろ	保育間伐	カラマツ	9.52	510		契約締結日の翌日	R8.2.27		
赤井川	3070 に	保育間伐	トドマツ	1.00	50		契約締結日の翌日	R8.2.27		
赤井川	3070 ほ	保育間伐	トドマツ	1.27	70		契約締結日の翌日	R8.2.27		
赤井川	3070 へ	保育間伐	トドマツ	1.50	80		契約締結日の翌日	R8.2.27		
赤井川	3070 と	保育間伐	トドマツ	1.84	90		契約締結日の翌日	R8.2.27		
赤井川	3070 ち	保育間伐	トドマツ	1.29	70		契約締結日の翌日	R8.2.27		
赤井川	3070 り	保育間伐	トドマツ	1.08	70		契約締結日の翌日	R8.2.27		
赤井川	3071 ろ	保育間伐	カラマツ	11.81	630		契約締結日の翌日	R8.2.27		
赤井川	3072 は	保育間伐	アカエゾマツ	2.24	70		R7.9.1	R8.2.27		
赤井川	3072 へ	保育間伐	トドマツ	3.22	40		契約締結日の翌日	R8.2.27		
赤井川	3072 と	保育間伐	アカエゾマツ	3.99	120		R7.9.1	R8.2.27		
赤井川	3072 わ	保育間伐	トドマツ	3.64	50		契約締結日の翌日	R8.2.27		
赤井川	3077 に	保育間伐	トドマツ	2.79	30		契約締結日の翌日	R8.2.27		
赤井川	3077 ち	保育間伐	トドマツ	2.18	20		契約締結日の翌日	R8.2.27		
赤井川	3077 り	保育間伐	トドマツ	3.21	30		契約締結日の翌日	R8.2.27		
赤井川	3077 め	保育間伐	トドマツ	1.48	20		契約締結日の翌日	R8.2.27		
赤井川	3117 め	誘導伐	カラマツ	2.37 0.90	180		契約締結日の翌日	R8.2.27		
赤井川	3117 る	保育間伐	カラマツ	4.53	190		契約締結日の翌日	R8.2.27		
明治	3119 は	保育間伐	トドマツ	5.00	140		契約締結日の翌日	R8.2.27		
明治	3119 に	保育間伐	トドマツ	7.98	220		契約締結日の翌日	R8.2.27		
明治	3119 と 1	保育間伐	トドマツ	0.83	60		契約締結日の翌日	R8.2.27		
明治	3119 と 2	保育間伐	トドマツ	0.70	50		契約締結日の翌日	R8.2.27		
明治	3121 は	保育間伐	トドマツ	2.40	90		契約締結日の翌日	R8.2.27		
保育間伐計				89.99	3,620					
誘導伐計				2.37 0.90	180					
合計				92.36 90.89	3,800					

注) 誘導伐が含まれる場合は、面積上段が区域面積、下段が伐採面積となる。

大型機械(グラップル等)

事業内訳書

担当区	林小班	作業種別 (細分)	面積(ha)		作業仕様					作業期間年月日		備考
			区域	実行	刈払 方法	刈幅 (m)	残幅 (m)	連絡 路	伐根 処理	から	まで	
赤井川	3117 ぬ	新植地拵 (大型機械)	2.37	0.90	全刈				中	R7.8.1	R7.11.28	グラップル等
		新植地拵 (大型機械) 計	2.37	0.90								
		赤井川 計	2.37	0.90								
合計			2.37	0.90								

コンテナ苗植付

事業内訳書

担当区	林小班	作業種別 (細分)	樹種	面積(ha)		数量 (本)	作業仕様				作業期間年月日		備考
				区域	実行		植付 条数	列間 (m)	苗間 (m)	苗木規格 (号)	から	まで	
赤井川	3117 ぬ	新植 コンテナ苗植付	トドマツ(コンテナ 苗)	2.37	0.90	1,350	1	4.0	1.7	1	R7.9.1	R7.11.28	
		新植 コンテナ苗植付 計		2.37	0.90	1,350							
		赤井川 計		2.37	0.90	1,350							
合計				2.37	0.90	1,350							

事業地毎の作業条件

林小班	伐採率 (%)	伐採方法	伐採仕様 (伐採幅×残幅)	林地傾斜	法令制限
3068 ほ	25%	列状間伐	4m×12m	30度未満	水源かん養保安林
3068 ぬ	33%	列状間伐	4m×8m	30度未満	水源かん養保安林
3068 る	33%	列状間伐	4m×8m	30度未満	水源かん養保安林
3069 る	33%	列状間伐	4m×8m	20度未満	水源かん養保安林
3069 ね	33%	列状間伐	4m×8m	20度未満	水源かん養保安林
3070 ろ	33%	列状間伐	4m×8m	20度未満	水源かん養保安林
3070 に	33%	列状間伐	4m×8m	30度未満	水源かん養保安林
3070 ほ	33%	列状間伐	4m×8m	20度未満	水源かん養保安林
3070 へ	25%	列状間伐	4m×12m	20度未満	水源かん養保安林
3070 と	33%	列状間伐	4m×8m	20度未満	水源かん養保安林
3070 ち	33%	列状間伐	4m×8m	30度未満	水源かん養保安林
3070 り	25%	列状間伐	4m×12m	30度未満	水源かん養保安林
3071 ろ	33%	列状間伐	4m×8m	20度未満	水源かん養保安林
3072 は	25%	列状間伐	4m×12m	20度未満	水源かん養保安林
3072 へ	25%	列状間伐	4m×12m	20度未満	水源かん養保安林
3072 と	25%	列状間伐	4m×12m	20度未満	水源かん養保安林
3072 わ	25%	列状間伐	4m×12m	20度未満	水源かん養保安林
3077 に	25%	列状間伐	4m×12m	20度未満	水源かん養保安林
3077 ち	25%	列状間伐	4m×12m	20度未満	水源かん養保安林
3077 り	25%	列状間伐	4m×12m	10度未満	水源かん養保安林
3077 ぬ	25%	列状間伐	4m×12m	10度未満	水源かん養保安林
3117 ぬ	40%	複層伐	40m	20度未満	水源かん養保安林
3117 る	20%	列状間伐	4m×16m	20度未満	水源かん養保安林
3119 は	20%	列状間伐	4m×16m	20度未満	水源かん養保安林
3119 に	20%	列状間伐	4m×16m	20度未満	水源かん養保安林
3119 と 1	25%	列状間伐	4m×12m	20度未満	水源かん養保安林
3119 と 2	25%	列状間伐	4m×12m	10度未満	水源かん養保安林
3121 は	25%	列状間伐	4m×12m	20度未満	水源かん養保安林

地拵・地表処理(大型機械(グラップル等))プルーフリスト

箇所数 1 面積合計 2.37 0.90

担当区	林班	小班	枝番	林種細分	更新方法 の区分	面積		刈払 方法	刈幅 (m)	残幅 (m)	連絡路			刈払率	haあたり30cm以下 伐根処理	林地 傾斜	通勤距離		
						事業量 (ha)	実行面積 (ha)				有無	延長 (m)	刈幅 (m)				自動車 (km)	徒歩 (km)	徒歩 難易
赤井川	3117	ぬ		単層林	新植地拵	2.37	0.90	全刈			無			100%	50～100本未満	0～15°	10		易

コンテナ苗植付ブルーフリスト

箇所数 1				面積合計 2.37 0.90				本数合計 1,350															
担当区	林班	小班	枝番	林種細分	更新方法 の区分	面積		植生の種類	植栽樹種	植栽本数		苗木運搬 距離(km)	苗木小運搬		苗木規格	石礫比	林地 傾斜	通勤距離			植条 数	列間 (m)	苗間 (m)
						事業量 (ha)	実行面積 (ha)			植付総本数 (本)	haあたり 本数(本)		条件	距離 (km)				自動車 (km)	徒歩 (km)	徒歩 難易			
赤井川	3117	ぬ		単層林	新植	2.37	0.90	雑草(植生70%以上なし、 雑草が70%以上)	トドマツ(コンテナ苗)1号	1,350	1,500	196			50cm以下	35%以下	0~15°	10		易	1	4.00	1.67

事業地別伐区別立木資材と生産計画表

事業場所						伐採 面積	立木資材量 (m³)						立木資材m³廻り			ha 当り 資材量	素材生産 見込利用率		素材生産請負計画量			同時販売予定量			
事業地名	事業区分	林班	小班	支番	伐区		N		L		計		N	L	計		N	L	計	N	L	計	N	L	計
							本数	材積	本数	材積	本数	材積													
赤井川	保育活用	3068	ほ			4.77	398	277.80	348	98.03	746	375.83	0.70	0.28	0.50	79	75.6	71.4	210	70	280				
赤井川	保育活用	3068	ぬ			3.00	240	168.14	210	59.32	450	227.46	0.70	0.28	0.51	76	77.3	67.4	130	40	170				
赤井川	保育活用	3068	る			2.00	161	112.09	141	39.56	302	151.65	0.70	0.28	0.50	76	71.4	75.8	80	30	110				
赤井川	保育活用	3069	る			3.97	303	212.12	264	74.86	567	286.98	0.70	0.28	0.51	72	75.4	66.8	160	50	210				
赤井川	保育活用	3069	ね			2.75	211	146.93	183	51.85	394	198.78	0.70	0.28	0.50	72	74.9	77.1	110	40	150				
赤井川	保育活用	3070	ろ			9.52	459	487.80	1,159	204.75	1,618	692.55	1.06	0.18	0.43	73	75.9	68.4	370	140	510				
赤井川	保育活用	3070	に			1.00	80	56.04	69	19.77	149	75.81	0.70	0.29	0.51	76	71.4	50.6	40	10	50				
赤井川	保育活用	3070	ほ			1.27	98	67.83	85	23.94	183	91.77	0.69	0.28	0.50	72	73.7	83.5	50	20	70				
赤井川	保育活用	3070	へ			1.50	118	82.20	101	29.01	219	111.21	0.70	0.29	0.51	74	73.0	68.9	60	20	80				
赤井川	保育活用	3070	と			1.84	141	98.31	123	34.70	264	133.01	0.70	0.28	0.50	72	71.2	57.6	70	20	90				
赤井川	保育活用	3070	ち			1.29	102	72.30	91	25.52	193	97.82	0.71	0.28	0.51	76	69.2	78.4	50	20	70				
赤井川	保育活用	3070	り			1.08	90	62.93	77	22.20	167	85.13	0.70	0.29	0.51	79	79.5	90.1	50	20	70				
赤井川	保育活用	3071	ろ			11.81	570	605.11	1,439	253.98	2,009	859.09	1.06	0.18	0.43	73	74.4	70.9	450	180	630				
赤井川	保育活用	3072	は			2.24	331	89.58			331	89.58	0.27		0.27	40	78.1		70		70				
赤井川	保育活用	3072	へ			3.22	197	48.86	53	6.73	250	55.59	0.25	0.13	0.22	17	81.9		40		40				
赤井川	保育活用	3072	と			3.99	588	159.61			588	159.61	0.27		0.27	40	75.2		120		120				
赤井川	保育活用	3072	わ			3.64	224	55.21	60	7.59	284	62.80	0.25	0.13	0.22	17	72.5	131.8	40	10	50				
赤井川	保育活用	3077	に			2.79	171	42.32	47	5.83	218	48.15	0.25	0.12	0.22	17	70.9		30		30				
赤井川	保育活用	3077	ち			2.18	134	33.06	36	4.54	170	37.60	0.25	0.13	0.22	17	60.5		20		20				
赤井川	保育活用	3077	り			3.21	187	46.36	51	6.38	238	52.74	0.25	0.13	0.22	16	64.7		30		30				
赤井川	保育活用	3077	ぬ			1.48	87	21.38	23	2.94	110	24.32	0.25	0.13	0.22	16	93.5		20		20				
赤井川	誘導伐	3117	ぬ			0.90	219	208.93	121	29.71	340	238.64	0.95	0.25	0.70	265	76.6	67.3	160	20	180				
赤井川	保育活用	3117	る			4.53	238	227.17	134	32.28	372	259.45	0.95	0.24	0.70	57	74.8	62.0	170	20	190				
明治	保育活用	3119	は			5.00	250	119.46	408	71.11	658	190.57	0.48	0.17	0.29	38	75.3	70.3	90	50	140				
明治	保育活用	3119	に			7.98	400	190.64	651	113.43	1,051	304.07	0.48	0.17	0.29	38	73.4	70.5	140	80	220				
明治	保育活用	3119	とO1			0.83	138	63.03	63	20.79	201	83.82	0.46	0.33	0.42	101	79.3	48.1	50	10	60				
明治	保育活用	3119	とO2			0.70	112	50.62	55	16.72	167	67.34	0.45	0.30	0.40	96	79.0	59.8	40	10	50				
明治	保育活用	3121	は			2.40	120	126.13	40	8.95	160	135.08	1.05	0.22	0.84	56	71.4		90		90				
合計						90.89	6,367	3,931.96	6,032	1,264.49	12,399	5,196.45	0.62	0.21	0.42	57	74.8	68.0	2,940	860	3,800				

事業区分別立木資材と生産計画表

事業区分	伐採面積	立木資材量 (m³)						立木資材m³廻り			ha 当り 資材量	素材生産 見込利用率		素材生産請負計画量			同時販売予定量		
		N		L		計		N	L	計		N	L	N	L	計	N	L	計
		本数	材積	本数	材積	本数	材積												
經常																			
天然受光																			
育成受光																			
誘導伐	0.90	219	208.93	121	29.71	340	238.64	0.95	0.25	0.70	265	76.6	67.3	160	20	180			
保育活用	89.99	6,148	3,723.03	5,911	1,234.78	12,059	4,957.81	0.61	0.21	0.41	55	74.7	68.0	2,780	840	3,620			
保護伐																			
合計	90.89	6,367	3,931.96	6,032	1,264.49	12,399	5,196.45	0.62	0.21	0.42	57	74.8	68.0	2,940	860	3,800			

請負事業作業仕訳書 (A)

[illegible]

請負事業作業仕訳書（B）

[illegible]

特 記 仕 様 書

7年度石狩署【赤井川・明治】保全整備（保育間伐等・地拵・植付）第4号について、下記の事項を定める。

記

1 伐採について

- ① 列状間伐の小班については、調査木の標示（ナンバーテープ）有無にかかわらず列状間伐ができるものとする。
- ② 調査木の標示（ナンバーテープ）がある立木を伐採しない場合、標示を剥がす必要はない。
- ③ 虫害・材の劣化防止のため伐採後は速やかに林外へ搬出巻立すること。特に7～8月期は厳守すること。

2 保安林内作業行為協議の知事同意内容の説明

当該事業の事業地の全部は保安林に指定されており、当該事業に係る保安林内作業行為協議については申請中であり、知事の同意後に着手すること。（別紙「事業地毎の作業条件」参照）

3 既設道の維持修繕に関する事項

① 既設道の維持修繕

当該事業の事業地へ通じる既設道については車輛の通行に支障がないように、路体の維持修繕を行うものとする。

② 除雪

当該事業の事業地へ通じる通勤路(公道は除く)については、車両の通行に支障がないよう、除雪を行うものとする。

4 既設道等への敷砂利

当該事業で使用する既設道及び土場について、運材に支障がないよう次に定める仕様により敷砂利を行うものとする。

（1）敷幅：3mの範囲内

（2）敷厚：20cm

（3）切込砂利：80mm級

なお、敷砂利分の「納入伝票」及び「納品書等」を完了検査時に提出すること。

※「納品書等」とは、砕石プラント等から受注者に対し、当該数量を納品したことを証明する一覧表とする。

5 システム販売

当該事業地から出材される素材がシステム販売の対象になった場合には、採材寸法及び検知等について別途指示する。

6 誤伐防止

誤伐防止のため別紙「誤伐防止のためのチェックポイント」を事業計画書の承認を受けた後事業着手前に提出すること。

7 有害鳥獣駆除

当該事業の事業地においては有害鳥獣駆除を実施予定のため、可猟とするよう要請があった場合は協力すること。

8 素材の輸送

当該事業地で出材される素材については、設計図書（位置図）で示している輸送土場へ輸送し、巻立及び検知を行うものとする。

特 記 仕 様 書

○協定苗木の使用について

植付作業で使用するすべてのコンテナ苗木について、北海道森林管理局と下記苗木生産者で「コンテナ苗の苗木安定需給協定」締結している苗木を使用することとする。

生産者	樹種	規格	数量
有限会社谷口精光園 北斗市本町 2 丁目 2-3 TEL : 0138-77-8101	トドマツ	1 号 (300 cc)	1,350 本

チェック	様式 NO	提出様式	チェック	添付資料等		備考		
競争参加資格確認申請書	□	1	競争参加資格確認申請書 (表紙)	☐	全省庁統一資格の資格確認通知書(写)	共同事業体による申請の場合は 構成員全員		
				☐	林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく都道府県 知事からの認定を証明する書類(写)			
				☐	共同事業体協定書(写)	共同事業体による申請の場合		
	□	2	同種の事業の実績	☐	実績として記載した事業に係る契約書等(写)			
	□	3	配置予定の技術者の資格等	☐	法令等による技術者の資格・免許 入札公告の(ア)～(カ)の資格	資格・免許を保有していることが 確認出来る修了証書等の写し		
				☐	上記法令等による技術者の資格・免許の保有がない場合、同様の資格 として認められる過去15年のうち3年以上森林整備事業に従事した 実績を記載。実績として記載した事業に係る契約書等(写)	技術者の経験が証明できる書類 経歴書等の場合は、事業主の証明 あるもの		
				☐	入札参加者が直接雇用していることが判る書類(写)	保険証の写しなど 経歴書等の場合は、事業主の証明 あるもの		
	□	4	従事予定の技能者の資格等	☐	チェーンソー	伐木等の業務に係る特別教育の修了証書(写) ※令和2年7月まで有効な伐木等の業務8号の場合、補講に 関する特別教育の修了証書(写)	チェーンソー手帳は講習受講・修 了等証明付のもの	
				☐				
				☐	伐倒・造材	高性能機械	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)	
				☐			高性能林業機械に関する受講証明等	経歴書等の場合は、事業主の証明 あるもの
				☐			伐木等機械運転特別教育の修了証書(写)	
				☐	木寄・集材	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)		
				☐		伐木等機械運転特別教育の修了証書(写)		
				☐		走行集材機械運転特別教育の修了証書(写)		
				☐		架線集材機械等運転特別教育の修了証書(写)		
				☐	巻立	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)		
				☐		はい作業主任者技能講習の修了証書等(写)		
☐				伐木等機械運転特別教育の修了証書(写)				
☐				路網・土場	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)			
☐					地山の掘削作業主任者技能講習の修了証書等(写)			
☐				輸送	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)	輸送を含む事業でグラブプル使用時		
□	5	社会保険等への加入状況	☐	保険加入状況を証明する資料	被保険者証の写し(記号・番号は 黒塗りとする)等			
□	6	検知業務実績証明書	☐	実績として記載した事業に係る契約書等(写)				
□	7	農林水産業・食品産業の作業 安全のための規範(個別規範:林業) 事業者向けチェックシート	☐		共同事業体による申請の場合は 代表者のみ			

	チェック	様式 NO	提出様式	チェック	添付資料等	備考
技術提案書	☐	1	技術提案書(表紙)	—	—	
	☐	2	事業計画上の考慮事項等 (簡易型の場合は省略可)	☐	—	必要に応じて参考図書を添付
	☐	2-1	事業計画の工程管理 (簡易型の場合は省略可)	—	—	
	☐	3	企業の事業実績等	☐	事業に関する「表彰実績」がある場合はその表彰状(写)	
				☐	「同種事業の実績」がある場合はその事業の契約書等(写)	同種事業であることが分かるもの (必要に応じ資料を添付)
				☐	「立木等の販売と跡地における造林作業の請負とを一括して契約の実績」がある場合はその事業の契約書等(写)	
				☐	「森林作業道作設による評価の実績」がある場合はその点数を証明する通知書等(写)	
				☐	「緑化活動」の実績がある場合はその契約・協定書等(写)	
				☐	「災害協定」を結んでる場合は、協定期間が確認出来る契約・協定書等(写)	
				☐	「ボランティア活動(防災等関連)」の実績がある場合は実施年月日、実施場所、実施概要がわかるもの(写)	
				☐	エゾシカ被害対策について、直接捕獲事業にかかわる請負の実績がある場合は契約書(写)、ボランティアによる実績がある場合は実施年月日、実施場所、実施概要がわかるもの(写)	
				☐	間接的な捕獲の実績がある場合は、情報提供内容が確認できるGPS情報、写真、図面等、又は事業者による狩猟免許取得・更新に係る費用負担や有害鳥獣捕獲等への参加のための特別休暇付与を証明する資料	
				☐	森林管理経営法に基づき市町村から経営管理実施権の設定を受けている場合、そのことを証明する資料	
				☐	森林管理経営法第36条第2項の要件に適合する者(意欲と能力のある林業経営体)として、都道府県から公表されている場合は、公表されていることを証明する資料	
				☐	都道府県において「育成を図る林業経営体」(H30.2.6長官通知)に選定されている場合は、そのことを証明する資料	
				☐	森林経営計画 森林法に基づく森林経営計画を自ら作成し、認定を受けている場合、森林経営計画認定書(写)	
				☐	民有林実績 民有林における森林整備の実績がある場合、契約書等(写)	
				☐	「若手技術者等への登用・育成」の実績がある場合は、雇用通知書及び身分証明書等(写)、又は各種取組みを証明できる資料等(写)	活動内容の分かるもの (必要に応じ資料を添付)
				☐	若者雇用促進法による「ユースフル認定企業」の場合は公表されている認定書等の写し	
				☐	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の作成によりウェブサイト公表している内容が確認できる認定書等(写)	
				☐	次世代法に基づく「くるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」の認定書等(写)	
				☐	伐採・造林に関する行動規範と当該規範を遵守している旨を記載した誓約書	
				☐	生産性向上 生産性向上を目的とした工程管理を行い、その結果から改善点を把握し、その後の事業により改善されたことが説明出来る資料又は工程管理を行ったことを証明できる資料等	
				☐	技術向上 現場従事者の技術向上を目的とした取組みを証明できる資料等	
				☐	休暇日数確保 就業規則、雇用通知書等(写)	
				☐	休業4日以上労働災害無しの実績を継続していることを証明できる資料又は労働者死傷病報告等の災害概要がわかる書類	
	☐	労働安全コンサルタントによる安全診断又はリスクアセスメントに取り組んでいる場合、実施していることを証明する資料				
	☐	北海道林業事業体登録制度のホームページ上に公表されている「北海道林業事業体登録情報」(「北海道林業事業体登録実施要綱」による登録を受けており、その状態が継続していることを証する資料)				
	☐	退職金共済契約締結の事実を証明する資料				
	☐	3-1	企業の事業実績等(作業員の雇用形態)	☐	作業員の雇用形態を証明する資料として「作業従事者の雇用形態状況」(様式3-1)	
☐				「作業従事者の雇用形態状況」(様式3-1)により記載された月給制導入の有無について、証明する資料(雇用通知書や就業規則等)		
☐				「作業従事者の雇用形態状況」(様式3-1)により記載された作業員別の居住地を証明する資料	免許証等の公的書類の写し(氏名と住所以外は黒塗りとする)等	
☐	4	配置予定技術者の資格・経験	☐	保有資格(技術士(森林部門)、林業技士、フォレストマネージャー等)の保有を証明する書類(写)。保有資格がない場合、現場代理人として10年間同種事業を経験したことを証明する履歴書等。	履歴書・経歴書等の場合は、事業主の証明あるもの	
			☐	研修等の受講状況、林業に関する継続教育(CPD)を証明する書類(写)	研修受講修了証等(写) 受講記録証明書等	
☐	5-1 5-2	従業員への賃金引上げ計画の表明書	☐	中小企業等の場合、直近の事業年度の「法人税申告書別表1」	別表1の次葉は不要	
その他	☐	その他	☐	必要により特記事項で求めているものがあれば		
			☐	返信用封筒(電子入札による場合は不要)	簡易書留料金の切手貼付確認	

	チェック	様式 NO	提出様式	チェック	添付資料等			備考
競争参加資格確認申請書	☐	1	競争参加資格確認申請書 (表紙)	☐	全省庁統一資格の資格確認通知書(写)			共同事業体による申請の場合は 構成員全員
				☐	林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく都道府県 知事からの認定を証明する書類(写)			
				☐	共同事業体協定書(写)			共同事業体による申請の場合
	☐	2	同種の事業の実績	☐	実績として記載した事業に係る契約書等(写)			
	☐	3	配置予定の技術者の資格等	☐	法令等による技術者の資格・免許 入札公告の(ア)～(カ)の資格			資格・免許を保有していることが 確認出来る修了証書等の写し
				☐	上記法令等による技術者の資格・免許の保有がない場合、同様の資格 として認められる過去15年のうち3年以上森林整備事業に従事した 実績を記載。実績として記載した事業に係る契約書等(写)			技術者の経験が証明できる書類 経歴書等の場合は、事業主の証明 あるもの
				☐	入札参加者が直接雇用していることが判る書類(写)			保険証の写しなど 経歴書等の場合は、事業主の証明 あるもの
	☐	4	従事予定の技能者の資格等	☐	地 拵	人力 機械	伐木等の業務に係る特別教育の修了証書(写) ※令和2年7月まで有効な伐木等の業務8号の場合、補講に 関する特別教育の修了証書(写)	チェーンソー手帳は講習受講・修 了等証明付のもの
				☐				
				☐	大型 機械	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)		
				☐				
				☐	除伐	伐木等の業務に係る特別教育の修了証書(写) ※令和2年7月まで有効な伐木等の業務8号の場合、補講に 関する特別教育の修了証書(写)	チェーンソー手帳は講習受講・修 了等証明付のもの	
				☐				
				☐	除伐 Ⅱ類	伐木等の業務に係る特別教育の修了証書(写) ※令和2年7月まで有効な伐木等の業務8号の場合、補講に 関する特別教育の修了証書(写)	チェーンソー手帳は講習受講・修 了等証明付のもの	
				☐				
				☐	保育 間伐 (存置)	伐木等の業務に係る特別教育の修了証書(写) ※令和2年7月まで有効な伐木等の業務8号の場合、補講に 関する特別教育の修了証書(写)	チェーンソー手帳は講習受講・修 了等証明付のもの	
				☐				
				☐	枯損木 伐倒	伐木等の業務に係る特別教育の修了証書(写) ※令和2年7月まで有効な伐木等の業務8号の場合、補講に 関する特別教育の修了証書(写)	チェーンソー手帳は講習受講・修 了等証明付のもの	
				☐				
	☐	病虫 害防除	農薬管理指導士の認定証等(写)	農薬管理指導士(北海道農薬指 導士等)、農薬適正使用アドバイ ザー、緑の安全管理士、技術士 (農業部門・植物保護)等				
☐	作業道 修理	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)	刈払の場合は不要					
☐		地山の掘削作業主任者技能講習の修了証書(写)	刈払の場合は不要 掘削面の高さが2m以上の場合					
☐	5	社会保険等への加入状況	☐	保険加入状況を証明する資料			被保険者証の写し(記号・番号は 黒塗りとする)等	
☐	7	農林水産業・食品産業の作業 安全のための規範(個別規 範:林業) 事業者向けチェッ クシート	☐				共同事業体による申請の場合は 代表者のみ	

	チェック	様式 NO	提出様式	チェック	添付資料等	備考
	☐	1	技術提案書(表紙)	—	—	
	☐	2	事業計画上の考慮事項等 (簡易型の場合は省略可)	☐	—	必要に応じて参考図書を添付
	☐	2-1	事業計画の工程管理 (簡易型の場合は省略可)	—	—	
技術 提案 書	☐	3	企業の事業実績等	☐	事業に関する「表彰実績」がある場合はその表彰状(写)	
				☐	「同種事業の実績」がある場合はその事業の契約書等(写)	同種事業であることが分かるもの (必要に応じ資料を添付)
				☐	「立木等の販売と跡地における造林作業の請負とを一括して契約の実績」がある場合はその事業の契約書等(写)	
				☐	「森林作業道作設による評価の実績」がある場合はその点数を証明する通知書等(写)	
				☐	「緑化活動」の実績がある場合はその契約・協定書等(写)	
				☐	「災害協定」を結んでる場合は、協定期間が確認出来る契約・協定書等(写)	
				☐	「ボランティア活動(防災等関連)」の実績がある場合は実施年月日、実施場所、実施概要がわかるもの(写)	
				☐	エゾシカ被害対策について、直接捕獲事業にかかわる請負の実績がある場合は契約書(写)、ボランティアによる実績がある場合は実施年月日、実施場所、実施概要がわかるもの(写)	
				☐	間接的な捕獲実績がある場合は、情報提供内容が確認できるGPS情報、写真、図面等、又は事業者による狩猟免許取得・更新に係る費用負担や有害鳥獣捕獲等への参加のための特別休暇付与を証明する資料	
				☐	森林経営管理法に基づき市町村から経営管理実施権の設定を受けている場合は、そのことを証明する資料	
				☐	森林経営管理法第36条第2項の要件に適合する者(意欲と能力のある林業経営体)として、都道府県から公表されている場合は、そのことを証明する資料	
				☐	都道府県において「育成を図る林業経営体」(H30.2.6長官通知)に選定されている場合は、そのことを証明する資料	
				☐	森林経営管理法に基づく森林経営計画を自ら作成し、認定を受けている営計画の場合は、森林経営計画認定書等(写)	
				☐	民有林 前年度に民有林における森林整備の実績がある場合は、契約書等(写)	
				☐	「若手技術者等への登用・育成」の実績がある場合は、雇用通知書及び身分証明書等(写)、又は各種取組みを証明できる資料等(写)	内容の分かるもの (必要に応じ資料を添付)
				☐	若者雇用促進法による「ユースエール認定企業」の場合は公表されている認定書等の写し	
				☐	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の作成によりウェブサイト上に公表している内容が確認できる認定書等(写)	
				☐	次世代法に基づく「くるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」の認定書等(写)	
				☐	伐採・造林に関する行動規範と当該規範を遵守している旨を記載した誓約書	
				☐	生産性 作業の省力化等を目的とした機械・器具の改良等への取組みを向上 証明できる資料等	
				☐	技術 現場従事者の技術向上を目的とした取組みを証明できる資料向上 等	
				☐	休暇日 就業規則、雇用通知書(写)等、休業日数の確保の取組みを数確保 証明できる資料等	
				☐	休業4日以上労働災害無しの実績を継続していることを証明する資料、又は労働者死傷病報告等の災害概要がわかる書類	
				☐	労働安全コンサルタントによる安全診断又はリスクアセスメントに取り組んでいる場合は、実施していることを証明する資料	
				☐	北海道林業事業体登録制度のホームページ上に公表されている「北海道林業事業体登録情報」(「北海道林業事業体登録実施要綱」による登録を受けており、その状態が継続していることを証する資料)	
	☐	退職金共済契約締結の事実を証明する資料				
	☐	3-1	企業の事業実績等(作業員の雇用形態)	☐	作業員の雇用形態を証明する資料として「作業従事者の雇用形態状況」(様式3-1)	
				☐	「作業従事者の雇用形態状況」(様式3-1)により記載された月給制導入の有無について、証明する資料(雇用通知書や就業規則等)	
				☐	「作業従事者の雇用形態状況」(様式3-1)により記載された作業員別の居住地を証明する資料	免許証等の公的書類の写し(氏名と住所以外は黒塗りとする)等
	☐	4	配置予定技術者の資格・経験	☐	保有資格(技術士(森林部門)、林業技士、フォレストマネージャー等)の保有を証明する書類(写)。保有資格がない場合、現場代理人として10年間同種事業を経験したことを証明する履歴書等	履歴書・経歴書等の場合は、事業主の証明あるもの
☐				研修等の受講状況、林業に関する継続教育(CPD)を証明する書類(写)	研修受講修了証等(写) 受講記録証明書等	
☐	5-1 5-2	従業員への賃金引上げ計画の表明書	☐	中小企業等の場合、直近の事業年度の「法人税申告書別表1」	別表1の次葉は不要	
その他	☐	その他	☐	必要により特記事項で求めているものがあれば		
			☐	返信用封筒(電子入札による場合は不要)	簡易書留料金の切手貼付確認	

製品生産における誤伐防止のためのチェックポイント

年 月 日

発注者

分任支出負担行為担当官

森林管理(支)署長 殿

請負者

住所

氏名

年 月 日契約した令和 年度〇〇署【△△地区】保全整備(保育間伐・地拵え・植付) 第□号
について、下記事項の通り提出いたします。

区 分	チェックポイント	チェック	
		はい	該当なし
保安林協議	保安林伐採協議及び作業行為の知事同意済内容を確認しましたか	☐	☐
	特に土場・森林作業道の作設面積は、確認しましたか	☐	
契約書と図面等の事前確認	契約書・仕様書・特記仕様書等の確認をしましたか	☐	
	関係図簿等の資料を確認しましたか	☐	
	隣接地に収穫調査、立木販売済箇所及び分収林の有無を確認しましたか	☐	
	伐採区域内における伐採除外地の有無を確認しましたか	☐	
境界の現地確認	林小班及び伐採区域の現地確認をしましたか	☐	
	隣接地の収穫調査、立木販売済箇所及び分収林を現地確認しましたか	☐	
	伐区界等の不明箇所がありましたか	☐	☐
	(ある場合) 不明箇所を監督職員等に確認依頼しましたか	☐	
支障木の取扱(裏面)	立木販売と製品生産事業での支障木の取扱方法の相違を理解しましたか	☐	
	作業従事者に上記について周知しましたか	☐	
作業従事者・下請者への指導	作業従事者に図面等を配布し、次のことを指導しましたか		
	・ 伐採区域の標示方法	☐	
	・ 伐採方法(常状、定性等)及び伐採仕様(伐採率)	☐	
	・ 調査木の標示方法(No.テープの記号、番号、色別)	☐	
	・ 伐採除外地の有無	☐	
	・ 伐採除外地の標示方法	☐	
	作業従事者に上記について不明な場合は現場代理人へ報告するよう指導しましたか	☐	
	丸太・砂利等運搬を除き、下請け作業がある場合、下請者に作業従事者と同様のことを指導しましたか	☐	☐

注:このチェック表は、事業計画書の承認を受けた後、**事業着手前**に監督職員に提出してください。

監督職員
年 月 日
官職氏名

支障木の取扱

項目	立木販売		製品生産事業	
	伐区内	伐区外	伐区内	伐区外
伐倒支障木	伐倒支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う</u>	同左	伐倒支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う</u>	同左
損傷木	損傷木が発生した場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	損傷木が発生した場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>	同左
搬出路等支障木	搬出路支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	森林作業道支障木は、予め本物件の調査結果を活用して資材に繰入れ払出済のため、支障木届の提出は必要ない。	森林作業道支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>
土場支障木	土場支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	土場支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>	同左